

久留米市に住んでいる外国人のみなさんへ

生活ガイドブック

やさしい日本語



久留米市イメージキャラクター

くるっば

CONTENTS

1. 困ったときに
相談するところ
2. 外国人住民の
住民登録について
3. 税金について
4. 年金について
5. 健康保険・介護保険について
6. 子どもについて
7. ごみの出し方について
8. 水道の利用について
9. 災害や、避難所について
10. もしものときに
知っておくこと

■久留米市ようこそ！

このパンフレットは、生活に必要なことを「やさしい日本語」で書いています。言葉が難しいときは、Google 翻訳であなたの国の言葉に変えて読んでください。

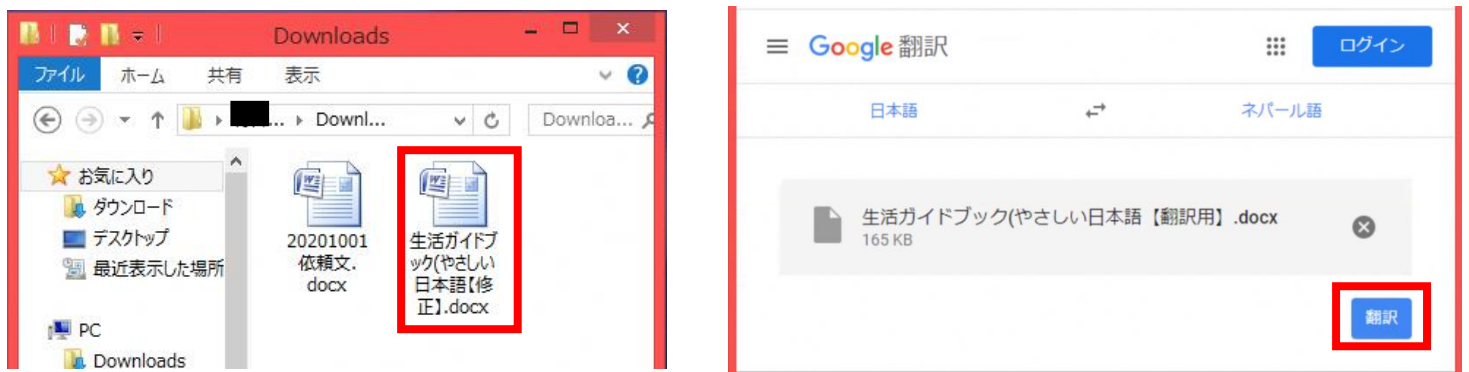
■Google 翻訳の使い方（パンフレットを翻訳する方法）

【日本語→ネパール語】

1. 久留米市のホームページで生活ガイドブックのデータをダウンロード(download)してください。
2. Google 翻訳を開けて、①[ドキュメント]を押してください。
- ②[言語を検出する]を押して、日本語を選んでください。
- ③[訳文]を押して、ネパール語を選んでください。
- ④変えたい言葉がないときは、「▼」を押してください。そして、変えたい言葉を選んでください。
- ⑤[パソコンを参照]を押してください。



3. 生活ガイドの PDF ファイルを選んでください。
4. [翻訳] を押してください。



5.あなたが選んだ言葉でパンフレットを見ることができます。

2. 外国人住民の 住民登録について

■相談先：市民課

電話：0942-39027

外国人も 日本人と 同じように 住民票を 作って *住民登録します。
住民登録をすると 久留米市の サービスを 受けることが できます。 また、住所（住むところ）を 証明する 住民票の写しを もらえます。

*住民登録：あなたや あなたの家族が 久留米市に 住んでいることを 市役所に 知らせること

■住民登録を する人

3か月より 長く 日本に 住む人は 住民登録を します。 観光（日本に 遊びに 来た人は 住民登録を しません。

1. 久留米市に する *届出

下の 表の 状況に 当てはまる人は、 市役所に 届出を出します。
届出を 出すのは、 あなたが します。 あなたが できないときは、 代わりの人も できます。
代わりの 人が 届出を 出すときは 委任状（あなたが 代わりの人に お願いしたことが わかる紙）が あります。

*届出：市役所に あなたの 状況が かわったことを 紙に 書いて 知らせること

【市民課での 届出が 必要な 手続き】

届出の名前	状況	手続きの 期限	手続きに いるもの
-------	----	---------	-----------



२ विदेशी निवासीहरूको निवासी रेजिष्ट्रेशनको बारेमा
Ation परामर्श: नागरिकको डिभिजन
फोन: ० 42 42२२-390 27 २27

साथै होका जी तपाईंको लागि म * हुं ।
र गर्न को सेवा गर्न लात मार हुन तपाईं । मा बाहेक, (को Mutokoro) गर्न को को कि म प्राप्त ।
* : तपाईं र तपाईंको छुन् दुई Nde हुन् भनेर दुई एट अता हुन

■ को लागि
3 वा देखि कू गर्न कुनै दौत गर्न तपाईं । (गर्न सुवरता) अन्य छ एक छैन ।

१। गर्न हुन् *

को को लागि फिट ते छ दुई र गर्न तपाईं ।
यो गर्न को छ, Atana छ तपाईं । तपाईं सज्जुनुछ यदि तपाईं सज्जुनुछ भने, बारि तपाईं पनि सज्जुनुछ ।
Wari गरेको छ को BE मामला (तपाईं को Wari गर्न तपाईं स्वर्ण राम्रो पियो बुझे तपाईं एक आवश्यक) ।
* : गर्न तपाईंको परिवर्तन भएको पियो कि दुई छ अल यसलाई

[मा भएको को के राजा]

को	आउनुहोस् को	जी हुन सक्छ
----	-------------	-------------



1. 困ったときに相談するところ

外国人相談窓口 TEL:0942-30-9096

結婚・離婚（結婚をやめるとき）、税金のこと、家族の問題、お金の問題、交通事故、仕事、在留資格（ビザ）のこと、外国人だからいじめられているなど、あなたが日本で生活するときに困っていることや、わからないことがあるとき相談することができます。お金はいりません。
あなたが相談することを、弁護士や行政書士など専門の人にきいてもらうこともできます。

■相談する日：月曜日から金曜日

（年末年始（12/29～1/3）と祝日（カレンダーの赤い字の日）は休みです）

■相談する時間：8時30分～17時15分（昼休みはありません）

■相談するところ：久留米市役所 6Fの広聴・相談課です。

『外国人相談窓口（Kurume Multilingual Consultation Support Service）』

■相談する方法：①から④の方法があります。

①外国人相談窓口相談に行く

②電話で相談する・・・TEL：0942-30-9096

③ファックスで相談する・・・Fax：0942-30-9711

④メールで相談する・・・E-mail：sodan@city.kurume.lg.jp

『市役所』のこと

あなたが住んでいる市には市役所があります。

住む場所が変わったり、生活が変わったりしたら市役所に必ず知らせてください。そのとき在留カードも出してください。生活でわからないことや困ったことがあったら、市役所で相談できます。

『校区』のこと

みんなが安心して生活するために市役所がいろいろなサービスをします。小学校の名前で久留米市を分けています。それを『校区』と言います。市役所のサービスは、『校区』で決まります。あなたが久留米市に住むときは校区の名前を覚えてください。

例えば：『金丸小学校』がある所・・・『金丸校区』

『西国分小学校』がある所・・・『西国分校区』などです。



2. 外国人住民の住民登録について

市民課 TEL:0942-30-9027

外国人も、日本人と同じように住民票を作って、*住民登録をしなければなりません。

住民登録をすると、久留米市のサービスを受けることができます。そして住所（住むところ）を証明する住民票の写し（コピー）をもらうことができます。

*住民登録：あなたやあなたの家族が、久留米市に住んでいることを市役所に知らせること

■住民登録をする人

3か月より長く日本に住む人は、住民登録をしなければなりません。でも、観光（日本へ遊び）に来た人は住民登録をしません。

1. どんなとき、市役所に*届を出さなければなりませんか。

下の表の①～④のときは、市役所に*届を出さなければなりません。

届は、あなたが出します。でも、あなたができないときは、代わりの人が出すこともできます。代わりの人が届を出すときは、委任状（あなたが代わりの人をお願いしたことがわかる紙）を持ってきてください。

*届：市役所にあなたの状況が変わったことを紙に書いて知らせること

【市役所の市民課で届が 必要な とき】

状況	届の名前	いつまでに	持ってくるもの
①別の市や町から久留米市に引っ越したとき	転入届	久留米市に来た日から14日の間	・転出証明書（前に住んでいたところの市役所からもらいます）かマイナンバーカード ・在留カードか、特別永住者証明書
②久留米市の中で引っ越したとき	転居届	引っ越した日から14日の間	・在留カードか、特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
③久留米市から他の市や町に引っ越すとき	転出届	引っ越す日の14日前から14日後まで	・在留カードか、特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
④一緒に住む家族や家族の世帯主が変わったとき	世帯変更届	かわったときから14日の間	・在留カードか、特別永住者証明書

2. マイナンバー制度

日本で住民登録をしている人は、その人だけの番号<マイナンバー>があります。外国人も、住民登録をするとマイナンバーができます。番号は、12個の数字です。マイナンバーは市役所などでいろいろな手続きをするときに使います。

＊社会保障や、税金の書類を出すときも使います。 はじめて日本に来た人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。希望する人は、写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証書として利用できるほか、住民票などの証明書をコンビニで取得することもできます。

＊社会保障：あなたが毎日の生活で困ったときに、国などが助ける制度です。

3. 住民票の写し（コピー）について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。

住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「久留米市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要なときに、市役所からもらうことができます。もらうときは、お金がいります。

4. 在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいる目的と、いることができる期限（いつまで）を証明（ほかの人にわかるように）するカードです。在留資格で日本でできることが決まります。例えば、資格が「留学」だと、勉強ができます。「就労」は働くことができます。在留カードは、必ず持っていなければなりません。

① 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作るときは、市役所でします。わからないときは、市役所に相談してください。

② 在留カード

期限（いつまで）をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、福岡出入国在留管理局へ行ってください。

■福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 TEL：092-717-5420
福岡第Ⅰ法務総合庁舎



3. 税金について

市民税課 TEL:0942-30-9008、資産税課 TEL:0942-30-9010

税収納推進課 TEL:0942-30-9007

1年より長く日本に住んでいる人は、外国人も税金を払います。

集めた税金は、日本に住んでいる人が安心して暮らすことができるように使います。

税金は、国に払うお金と地方（県や市）に払うお金があります。あなたが、税金を決まった日までに払わないときは、「延滞金」というお金も払うことになります。

1. 国に払う税金

前の年の1月1日から12月31日までに*所得がある人は、国に「*所得税」を払います。所得税は、働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間にあなたが計算して払います。いくら払うかわからないときや払う方法は、税務署に相談してください。会社から*給料をもらっている人は会社が毎月の給料から先に払います。

*所得：働いて会社などからもらったお金から、そのお金をもらうためにかったお金をひいたあとのお金のことです。

*所得税：所得にかかる税金です。

*給料：会社などからもらうお金です。

■国に払う税金を相談するとき

久留米税務署

〒830-8688 久留米市諏訪野町 2401 の10 TEL:0942-32-4461

2. 地方（県や市）に払う税金

その年の1月1日に日本に住んでいる人は、住んでいる県や市に税金を払います。

住民税（税金の名前）や自動車税（税金の名前）といいます。

国や地方に払う税金は、あなたの前の年の所得などで計算します。

2-①福岡県に払う税金

【県に払う主な税金】

税金の名前	払う人	相談するところ
県民税	福岡県に住んでいる人	久留米県税事務所課税第一課
自動車税	福岡県に住んでいて、普通自動車を持っている人	久留米県税事務所収税第二課

■福岡県の税金を相談するとき

久留米県税事務所（久留米総合庁舎4階）

〒839-0861 久留米市合川町 1642 番地の1 TEL:0942-30-1012

2-②久留米市に払う税金

【久留米市に払う主な税金】

税金の名前	払う人	相談するところ
市民税	久留米市に住んでいる人	久留米市役所 市民税課
軽自動車税	久留米市に住んで軽自動車やバイクを持っている人	久留米市役所 市民税課
固定資産税	久留米市に住んで土地や建物を持っている人	久留米市役所 資産税課

3. 申告

前の年に働いて会社からいくらお金をもらったかや、あなたが持っている家・土地・車のことについて書類を書いて、税務署や市役所に出します。これを、「申告」といいます。申告をすると、あなたが国や地方に払う税金がいくらか決まります。

4. 税金を払う

あなたが払う税金は、県税事務所や市役所が計算します。郵便で「*納税通知書」が来ます。税金は決まった日までに払ってください。税金は、一緒に入っている「*納付書」を使って銀行・郵便局・コンビニで払ってください。

- *納税通知書：あなたが「どれだけのお金を」、「いつまでに」、「どこで払うか」など、決まったことを知らせる県や市役所からの手紙です。
- *納付書：あなたが「いつまでに」、「いくら払うか」を書いた紙です。

5. 納税証明書と所得証明書

納税証明書は、「あなたがいくら税金を払ったか」を市役所が証明（他の人にわかるように）する書類です。所得証明書は、「あなたがいくらお金をもらったか」を市役所が証明する書類です。その年の1月1日に住んでいたところの市役所でもらえます。お金がいります。在留資格を変えるときや、市のサービスを受けるときに必要です。

6. 税金が払えないとき

あなたが、仕事がなくて税金を払うお金がないときなどは、納付相談（「税金を遅く払うことができますか」とか、「お金を分けて払うことができますか」と、税務署や市役所などにきくこと）をします。税金を払わないときは、県や市のサービスを受けることができません。在留資格を新しくするときには困ることがあります。福岡県に払う税金は、福岡県税事務所に相談してください。久留米市に払う税金は、税収納推進課に相談してください。

7. あなたが自分の国に帰るとき

あなたが自分の国に帰るときや、外国に行って日本に戻ってこないときは、日本を出る前に税金を全部払わなければなりません。全部払えないときは、日本を出る前にあなたの代わりに払う人を決めて、税務署や市役所に届を出さなければなりません。



4. 年金について

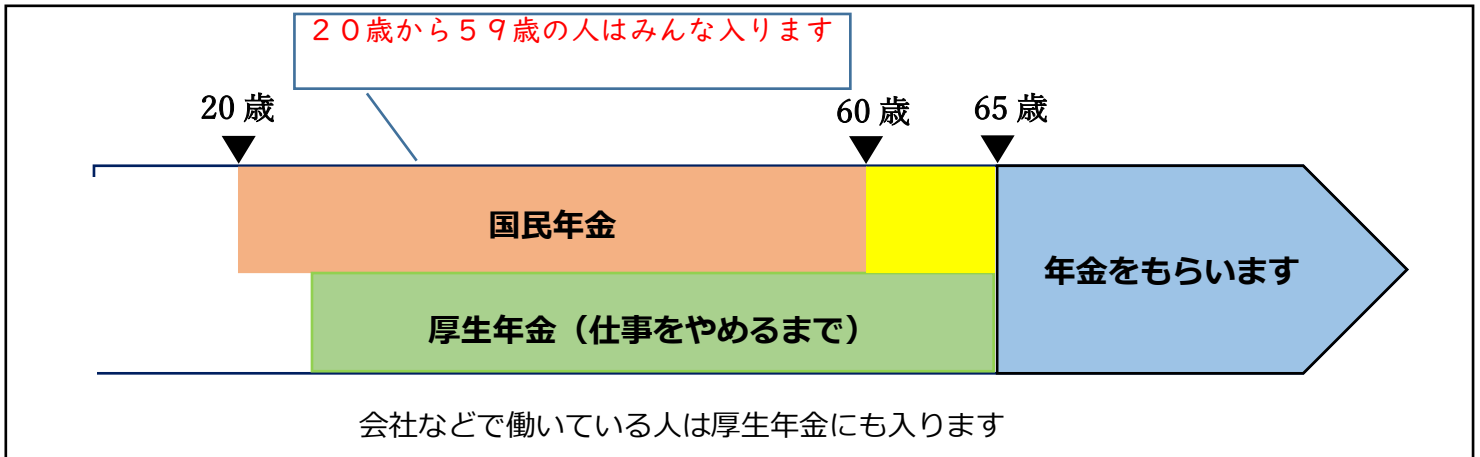
医療・年金課 TEL:0942-30-9032

日本では、年をとったときや病気やけがで働けなくなったときのためにお金を払います。この制度を年金といいます。年金に入り、お金を払うと、年をとったときや、病気やけがで働くことができなくなったときなどに生活のためのお金をもらいます。日本に住んでいる20歳から59歳の人みんな年金に入ります。

1. 年金について

日本の年金は2つあります。国民年金と厚生年金です。厚生年金は、会社や工場などで働いている人が入ります。国民年金は、厚生年金に入っていない人が入ります。

【年金に入るときと、もらうときの考え方】



2. 国民年金について

日本に住んでいる20歳から59歳の人、みんな国民年金に入ります。外国人も入ります。年金に入るとき、市役所や、年金事務所で手続きをします。在留カードやマイナンバーカードを持っています。働いている人で会社の保険に入っている人は、会社が手続きをします。

■国民年金に払うお金（あなたがいくら払うか）と払う方法

年金をいくら払うかは、国が決めます。決まったら、*「納付通知書」が郵便で来ます。

お金は、銀行・郵便局・コンビニで払ってください。

生活のお金が少なくて困っている人は、年金のお金を払わなくてもいいときがあります。

市役所や年金事務所に相談してください。

*納付通知書：あなたがお金をいくらいつまでに払うかなどを知らせる手紙

■国民年金をもらうとき

国民年金は、もらうお金に表の①～③の種類があります。どの年金がもらえるかや、申し込みの方法は、住んでいるところの市役所や、年金事務所に聞いてください。

【国民年金の主な種類】

年金の種類	説明	どんな人がもらえるか
①老齢基礎年金	65歳からお金がもらえます。 65歳のときに、日本に住んでいないときももらえます。	国民年金のお金を10年以上払った人がもらうことができます。
②障害基礎年金	病気やけがのあとで障がい者になった人がもらえます。	その病気やけがを初めて医者に診てもらった日が65歳になる前だった人がもらうことができます。
③遺族基礎年金	年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらえます。	・亡くなった人の夫か妻か子ども ・亡くなった人が家族のために生活のほとんどのお金を出していたときにもらうことができます。

■脱退一時金（国に帰るときもらうことができるお金）

国民年金に入っていた人が、国民年金をやめて国に帰るとき、脱退一時金というお金をもらうことができます。国に帰ってから、2年以内に日本年金機構に請求書（お金をもらうための申し込みの紙）などを郵便で送ってください。もらうための条件（どんな人がもらえるか）があります。日本年金機構に聞いてください。

■日本年金機構（Japan Pension Service）

年金について、やさしい日本語で、くわしく説明しています。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2024/202403/032602.html>



年金について（やさしい日本語）

3. 厚生年金について

会社や工場、店などで決まった時間より長く仕事をしていて、70歳になっていない人が入ります。

■厚生年金に入る方法

入るときの手続きは、会社がします。あなたはしなくていいです。

■厚生年金に払うお金（あなたがいくら払うか）と払う方法について

厚生年金に払うお金は、あなたが会社からもらう毎月の給料で決まります。年金に払うお金の半分は、毎月のあなたの給料から払います。残りの半分は、会社が払います。あなたが払うお金と、会社が払うお金を、いっしょにして会社が払います。

■仕事をやめたとき

仕事をやめたときは、厚生年金もやめます。やめたら、あなたが国民年金に入る手続きをします。

会社から厚生年金をやめた証明をもらって、在留カードを持って市役所や年金事務所で手続きをします。



5. 健康保険・介護保険について

健康保険課 TEL:0942-30-9029、介護保険課 TEL:0942-30-9205

1. 健康保険について

日本に住む人は、みんな健康保険に入ります。在留カードを持って、住民登録をしている人は入らなければなりません。あなたが健康保険に入るかどうかを決めることはできません。健康保険に入ると、保険証（保険に入っていることがわかるカード）をもらいます。病気やけがで病院に行くときは、病院の人に保険証を見せてください。病院に払うお金が安くなります。

日本の健康保険は2つあります。会社の健康保険と市や町の国民健康保険です。

2-① 健康保険（会社の保険）

■健康保険に入る人

会社で働いている人は、会社の健康保険に入ります。入ることができるかどうかは、会社の人に聞いてください。健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社の人に聞いてください。

■入る方法

会社が手続きをします。

■保険料（健康保険に払うお金）

保険料は、あなたが会社からもらう給料で決まります。あなたの給料から、保険料の半分を払います。残りの半分は、会社が払います。

■仕事をやめたとき

仕事をやめたときは、健康保険もやめなければなりません。国民健康保険に入る届も、あなたがしなければなりません。まず会社から健康保険をやめた証明書をもらいます。それから、証明書と在留カードを持って行って市役所に届を出してください。

2-② 国民健康保険（市や町の保険）

■国民健康保険に入る人

住民登録をしている人で、会社の保険に入っていない人が入らなければなりません。

■入る方法

在留カード、パスポート、マイナンバーカードまたは通知カードを持って行って市役所に届を出してください。「特定活動」の資格の人は、指定書も持って行ってください。

■保険料（国民健康保険に払うお金）と払う方法

保険料は、あなたの前の年の所得や家族の人数で決まります。

毎年6月ごろに保険料のお知らせが市役所から郵便で来ます。

一緒に入っている納付書を使って払ってください。 銀行・郵便局・コンビニなどで払うことができます。

困ったときは、市役所に相談してください。

3. 医療費（病院に払うお金）がとても高くなったとき

あなたが1か月間に 病院に払うお金が、決まった額よりも多く払ったときは、後からお金が返ってきます。いくら返ってくるかは、あなたやいっしょに住んでいる家族の所得で決めています。 これは「高額療養費制度」と言います。

お金が返ってくるかどうかは、会社の健康保険に入っている人は、会社の人に相談してください。 国民健康保険に入っている人は、市役所に相談してください。

病院に入院するときなど、たくさんのお金がいるときは、*限度額認定証をもらうこともできます。 限度額認定証がいるときは、会社の人や市役所に相談をしてください。

*限度額認定証：この紙があったら、病院に決まった金額までしか払わなくてよくなります。

毎月保険証といっしょに病院に見せてください。

4. 健康保険からもらうお金

■出産育児一時金

健康保険に入っている人が出産(子どもを生むこと)をしたときにもらうお金です。

■ 葬祭費

健康保険に入っている人が死んだとき、その人の葬式をした人がもらうお金です。

5. 介護保険について

介護保険に入っている人は、年をとったり、特別な病気になったりして*介護が必要なときは、サービスを受けることができます。

*介護：ご飯を食べることやお風呂に入ることなど、自分で毎日の生活をするのが難しいときに、ほかの人が手伝うことです。

■介護保険に入る人

40歳以上で医療保険に入っている人は、みんな介護保険に入らなければなりません。

■介護保険のお金を払う方法

40歳から64歳までの人は、医療保険のお金と一緒に払います。

65歳以上の人は、市役所に保険料を払います。保険料は、あなたの前の年の所得や家族の所得状況などで決まります。

毎年6月ごろに保険料のお知らせが市役所から郵便で来ます。

一緒に入っている納付書を使って払ってください。 銀行・郵便局・コンビニなどで払うことができます。

また、もらう年金のお金から払う人もいます。

■介護保険のサービスを受ける人

介護保険のサービスを受けるのは、65歳以上の人です。

40歳から64歳までの人は、特別な病気になったときに、サービスを受けます。

■介護保険のサービスを受ける方法

介護が必要だと思ったら、まず市役所に行って相談してください。市役所から専門の人が家に来て、どのくらい介護が必要かを調べます。 介護が必要だと決まったら、どんな介護サービスを受けるかを決めます。 介護サービスを決めるときは、ケアマネージャー（サービスを受けるために必要な計画を立てたり、どんなサービスがあるかを調べたりしてくれる専門の人）に相談してください。



6. 子どもについて

こども子育てサポートセンター TEL:0942-30-9302

保険予防課 TEL:0942-30-9730

学校教育課 TEL:0942-30-9217

子ども保育課 TEL:0942-30-9025

学校保健課 TEL:0942-30-9273

妊娠したときや、赤ちゃんが生まれたとき、子どもを育てるときに、わからないことや、困ったことなど、いろいろなことを市役所で聞くことができます。 お金のことも相談することができます。

●子どもが生まれるまえにすること

1. 妊娠届（おなかに赤ちゃんができたことを市役所に知らせること）

妊娠したときは、市役所に妊娠届を出します。市役所で「*親子(母子)健康手帳」をもらいます。ほかに、「*妊婦健康診査補助券受診票」、「*新生児聴覚検査受診票」、「*産婦健康診査受診票」、「*出生連絡票」、「*マタニティ教室案内」をもらいます。

*親子(母子)健康手帳：お母さんと子どもの体のこと、子どもが生まれたときのこと、健康診査の結果や予防注射など子どものことを書きます。

*妊婦健康診査受診票：病院でお母さんと赤ちゃんが元気かどうかを調べます。病院で使います。検査は、14回します。

*新生児聴覚検査受診票：赤ちゃんの耳が聞こえるかを病院で調べます。病院で使います。

*産婦健康診査受診票：赤ちゃんが生まれたあと、お母さんと赤ちゃんの体が元気かどうかを調べます。病院で使います。検査は、2回します。

*出生連絡票：赤ちゃんが生まれたことを市役所に教えるときに使います。

*マタニティ教室：お母さんやお父さんになる人やその家族が、妊娠している時や赤ちゃんを産む時、赤ちゃんを育てる時に大切なことを勉強します。

2. 妊婦健康診査（健診）

妊娠したら、病院へ行ってお母さんとおなかの中の赤ちゃんの体を調べます。

病院に行くときは、市役所からもらった「妊婦健康診査受診票」を持って行きます。検査は、全部で14回できます。市役所が決めた検査を受けるときは、お金はいりません。

●子どもが生まれたらすること

3. 出生届（赤ちゃんが生まれたことを市役所に知らせること）

赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に市役所に出生届を出します。お父さん、お母さんが外国人でも出します。お父さん、お母さんが結婚していることがわかる証明書とパスポートを持ってきてください。分からない時は市民課に聞いてください。お父さんとお母さんがどちらも外国人のときで、生まれた子どもが60日より長く日本にいるときは、子どもの「在留資格」（日本に住むことができる資格）をとります。子どもが生まれた日から30日以内に入国管理局に行きます。入国管理局に出す書類は、入国管理局に聞いてください。

4. 子ども健康診査

生まれた赤ちゃんが元気かどうか、ときどき病院の医者が診ます。お母さんは、赤ちゃんのことで心配なことや、わからないことを相談することができます。お知らせの手紙が市役所から郵便で来ます。お金はいりません。

検査の名前	子どもの年	知っておくこと
乳幼児健康診査	・ 4 か月 ・ 10 か月 ・ 1 歳 6 か月 ・ 3 歳	・ 久留米市が決めた病院か、手紙に書いてあるところで受けます。 ・ 手紙に入っている「健康診査受診票」を書いて、親子（母子）健康手帳といっしょに持って行きます。 ・ 1 歳 6 か月と 3 歳のときは、子どもの歯が悪くないかどうか診ます。

5. 予防注射

日本では、子どもは生まれると、いくつかの大きな病気にかからないように注射をします。これを「予防注射」といいます。「予防注射」をすると、病気になっても病気は軽くなります。予防注射は、市役所が決めた病院でします。予防注射をするときは、「親子（母子）健康手帳」を持っていきます。お金はいりません。

●子どもを育てるときにもらえるお金や助ける制度

6. 児童手当（子どもを育てるためのお金）

子どもを育てている人は申し込みをして、市役所から児童手当（お金）をもらいます。

子どもが、2 歳までは毎月 15,000 円もらいます。3 歳から 15 歳までは毎月 10,000 円もらいます。

7. 子ども医療制度（子どもが病院に行くときのお金を助ける制度）

0 歳から 15 歳までの子どもが病院に行くときは、病院に払うお金が安くなります。制度を使うときは、特別な証明書がいります。証明書は、市役所でもらいます。市役所に相談してください。

■保育所・幼稚園

小学校に行く前の子どもを預けることができます。お父さんやお母さんの代わりに子どもの世話をしたり、勉強を教えたりします。行くところはお父さんやお母さんがよく考えて選びます。

8-① 保育所（保育園）

保育所（保育園）は、お父さんやお母さんが働いているなど、家で子どもの世話ができないときに子どもを預かります。0 歳から小学校に行く前の子どもを預けることができます。

8-② 幼稚園

幼稚園は、遊びをしながら生活や勉強をするところです。3 歳から小学校に行く前の子どもが行きます。

■日本の学校

日本では、4月1日に6歳の子どもが小学校に入ります。 子どもは、小学校に6年行きます。 そのあと、中学校に3年行きます。日本人の6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。 これを、義務教育と言います。 小学校・中学校の授業と教科書は、お金はいりません。 久留米市では、住民登録をすると、外国人も日本の小学校や中学校に行くことができます。 わからないときは、市役所の学校教育課に聞いてください。

【子どもの年と学校の関係】

年齢		7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
学校		小学校						中学校			高校		
学年		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
		義務教育											

●就学援助制度（子どもが学校に行くときのお金を助ける制度）

あなたの子どもが、久留米市の小学校や中学校に行くためのお金が足りないときは、お金を助ける制度があります。「就学援助」といいます。 このお金は、子どもが学校で使う物（制服・文具）や、学校で食べる給食（ごはん）などに使います。

就学援助を受け取りたいときは、市役所の学校保健課や学校で、申し込みの紙を書いて、必要な書類と一緒に出します。 わからないときは学校の事務の人や市役所の学校保健課に聞いてください。

「就学援助」をもらうことができる人

⇒収入（給料などの生活するためのお金）が少ない人など



7. ごみの出し方について

資源循環推進課 TEL:0942-37-3342

家から出るごみは、「燃やせるごみ（燃やすことができるごみ）」、「燃やせないごみ」、「資源物など」に分けて、「専用の袋」で「決まった場所」に「決まった日」の「決まった時間まで」に出してください。あなたが住んでいる校区で、ごみを出す日や決まりが違います。

あなたがごみを出すときは、住んでいるところの決まりを守ってください。わからないときは、市役所の資源循環推進課に聞いてください。

■燃やせるごみ（燃やすことができるごみ）

久留米市の指定袋（ごみを入れるための専用の袋）に入れて燃やせるごみの日に出します。指定袋（ごみを入れるための専用の袋）は市内のスーパーやコンビニなどで買えます。

・ごみの種類（主なもの）

生ごみ（食べ物のごみ）、紙おむつ、ゴムでできたもの（靴、ボールなど）、プラスチック類（おもちゃ、バケツなど）、布（汚れた洋服や、ぬいぐるみなど）、草花・落ち葉など

※生ごみは、よく絞って水を出してから捨てます。

■燃やせないごみ（燃やすことができないごみ）

久留米市の指定袋（ごみを入れるための専用の袋）に入れて出します。資源物などの日に出します。指定袋（ごみを入れるための専用の袋）は市内のスーパーやコンビニなどで買えます。

・ごみの種類（主なもの）

ガラスコップ、陶器（お皿や茶碗、植木鉢など）、アルミ箔、化粧品のビン、包丁、はさみ、電球、油でよごれたビンやカンなど

※割れたガラスなどはあぶないので、紙などで包んで出します。

■資源物など

資源物などの日に出します。資源物を出す場所にある箱に入れます。きれいに洗ってから出します。

・ごみの種類（主なもの）

ペットボトル、飲み物や食べ物が入っていたビンやカン、小金属（フライパン、スプーンやフォーク、スプレー缶など）、小型家電（携帯電話、ドライヤー、ヘアアイロンなど）、容器包装、プラスチック（ボトル類、トレイ類など「プラマーク」が付いたもの）

古紙（段ボール、本など）、古着（古い洋服など）

■粗大ごみ（指定袋に入らない大きなごみ）

粗大ごみを出すときは、粗大ごみ受付コールセンター（TEL：0942-37-3383）に電話してください。

次に「ごみステッカー」を銀行などで買ってください。出すごみにステッカーを貼って決まった場所に出してください。

・ごみの種類（主なもの）

電子レンジ、タンス、ソファ、自転車、布団、ベッドなど

■決まった場所に出せないごみ

エアコンや、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、パソコンなどは出すことができません。

・エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、パソコン

⇒買ったお店に連絡して聞いてください。

■ごみの出し方をもっと知りたいときはアプリを使います。

あなたが住んでいるところの校区の名前をいれます。 ゴミの出し方が詳しくわかります。

①右のQRコードをよみます。

または、下のURLを入れます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/l050kurashi/2030kankyougomi/30l0dashikata/2025-0707-1418-54.html>





8. 水道の利用について

上下水道料金センター TEL:0942-30-8512

水道を使うときや、使うのをやめるときは、上下水道料金センターに連絡します。
あなたが水を使ったら、決まった日までにお金を払わなければなりません。

■水道を初めて使うとき

上下水道料金センターに連絡しなければなりません。二つの方法があります。一つは、上下水道料金センターに行って知らせます。もう一つは、電話やインターネットで使う日を連絡します。水道を使いたい日の4日前までに連絡します。連絡しないで水道を使うと、水が出なくなります。連絡しないで使った水の料金もあなたは払わなければなりません。必ず連絡してください。



・インターネットの連絡先

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2090suidougasu/3120moushikomi/01.html>

■料金（水道を使ったお金）の支払い

水道を使ったら、お金を払います。お金は、2か月分いっしょに払います。

納付書（いつまでにいくら払うかを書いた紙）を使って、銀行・郵便局・コンビニで払います。

決まった日までにあなたがお金を払うことができないときは、支払いの相談をすることができます。上下水道料金センターの人に、「遅く払うことができますか」とか、「お金を分けて払うことができますか」と聞くことができます。そのままにすると、水が出なくなります。

■水道を止めるとき

水道を使わなくなる日が決まったら、すぐに連絡します。

上下水道料金センターに行って知らせるか、電話やインターネットで連絡します。



・インターネットの連絡先

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2090suidougasu/3120moushikomi/01.html>

■久留米市上下水道料金センター（久留米市企業局1階）

〒839-8501 福岡県久留米市合川町 2190-3 TEL:0942-30-8512



9. 災害や、避難所について

防災対策課 TEL:0942-30-9074

日本では、*台風・*大雨・*地震がたくさんあります。まず、自分の体を守ります。

あなたの家が安全なときは、家にいます。家があぶないときは、避難所（みんなが逃げるところ）に行きます。

台風、大雨、地震などを「災害」といいます。災害が起こる前に、準備しておくことを「防災」といいます。

*台風：とても強い風がふきます。とても強い雨が降ります。強い風がふいたら、物が飛びます。木や電信柱も折れたり、倒れたりします。家も壊れることがあります。

*大雨：雨がたくさんふります。川の水が増えます。道路や家にも水がくることがあります。山や家が壊れることがあります。

*地震：地面がゆれます。いつ地震がくるか、誰もわかりません。地面がゆれたあと、電気やガス、水道が止まることがあります。家や道が壊れることがあります。

■自分の体や家族を守るためにすること

あなたは、災害がおきたときのために、飲み物や食べ物などを用意しておきます。飲み物や食べ物を買って、家においておきます。あなたがいつもの生活で必ずいるもの（いつも飲む薬やパスポート、在留カード、洋服など）は、逃げるときに、すぐ持っていくために、最初に用意しておきます。

市役所が作った「ハザードマップ」で、あなたが住んでいるところや働いているところの近くにあるあぶないところや避難所について調べておいてください



・Web版 ハザードマップ



・災害から身を守るための避難行動

■避難所（みんなが逃げるところ）について

久留米市の避難所は、下の QR コードから見るができます。避難所は、校区によってちがいますので、あなたが住んでいる校区を調べてください。

災害は、いつおこるか誰もわかりません。避難所は、台風の時、大雨の時、地震の時、逃げるところがちがいます。

あなたが住んでいるところや、働いているところの近くの避難所を調べておいてください。



・避難所一覧



10. もしものときのために知っておくこと

■もしものとき連絡するところです。

最初にあなたの名前と電話番号を教えてください。

	電話番号	どんなときに	教えること
警察署	110	交通事故のとき	①いつどこで事故がおきましたか。 ②どんな事故ですか。(人と車がぶつりました。など) ③けがの人がいますか。
		犯罪にあったとき	①どんな犯罪ですか。(バッグを盗まれました。など) ②どこで犯罪がおきましたか。 ③あなたが犯罪にいましたか。
消防署	119	急な病気や ケガのとき	①病気ですか。けがですか。 ②病気やけがの人はどこにいますか。 ③病気やけがの人はだれですか。どうしましたか。
		火事のとき	①「火事です」と言ってください。 ②火事はどこですか。 ③火事の物は何ですか。(家やごみなど) ④けがの人や逃げていない人がいますか。

■物を失したり、拾ったりしたとき

あなたが携帯電話や財布など、物を失くしたとき、久留米警察署（0942-38-0110）に電話してください。警察の人が電話に出たら、①と②を教えてください。

- ① いつ、どこで、何を失くしましたか。
- ② あなたの名前と電話番号は何ですか。

あなたがお金やかばんなど物を拾ったときは、近くの警察に持って行ってください。警察の人に①と②を教えてください。

- ① いつ、どこで、何を拾いましたか。
- ② あなたの名前と電話番号は何ですか。

■自転車に乗るときは保険に入ります。 また、ヘルメットをかぶりましょう。

学校や仕事に行くために自転車に乗る人は、自転車用の保険に入らなければなりません。あなたが自転車に乗っていたとき、もし、人とぶつかって、その人がけがをしたら、保険会社がお金を払います。あなたがけがをしたときも、保険会社が病院などのお金を払います。ですから、あなたが自転車を買ったお店で自転車の保険の相談をしてください。 また、あなたを守るために自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

このガイドブックの問合せは

久留米市役所 広聴・相談課 外国人相談窓口（6F）です。

TEL: 0942-30-9096

FAX: 0942-30-9711

Email: sodan@city.kurume.lg.jp